

尾張旭市ふれあい会館管理運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

これまで地域の住民に管理運営業務を委託してきたが、高齢化等により地域の住民が継続して受託することが難しいことから、今回、事業者へふれあい会館管理運営業務を委託するものである。

委託事業者の選定に当たっては、より品質の高い市民サービスを提供できる事業者に委託できるよう、公募型プロポーザルにより審査する。

2 事業者の選定方法

「尾張旭市ふれあい会館管理運営業務公募型プロポーザル実施要領」及び「尾張旭市ふれあい会館の管理運営業務仕様書」に基づき、公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市ふれあい会館管理運営業務

(2) 業務内容

別紙「尾張旭市ふれあい会館管理運営業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

4 見積限度額

金2,040,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

事業者選定日程は、次のとおりとする。

内 容	日 時
公募開始	令和3年7月27日（火）
質問受付期間	令和3年7月27日（火）から令和3年8月5日（木）まで
質問回答期日	令和3年8月10日（火）
参加表明書提出期限	令和3年8月5日（木）午後5時15分まで（必着）
企画提案書提出期限	令和3年8月17日（火）午後5時15分まで（必着）
審査結果通知	令和3年8月25日（水）予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和3年8月27日（金）予定
業務準備期間	令和3年8月30日（月）から令和3年9月30日（木）まで
業務開始	令和3年10月1日（金）

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質問等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し、市民生活部暮らし政策課に令和3年8月5日（木）までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和3年8月10日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

- (2) 提出先
尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課
- (3) 提出方法
持参又は郵送
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (4) 提出期限
令和3年8月5日（木）午後5時15分まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (5) 参加資格の確認
提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部
 - イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部
 - ウ 工程表（様式任意）：原本1部、写し5部
 - エ 団体概要（様式3）：原本1部、写し5部
 - オ 参考見積書（様式任意）：原本1部、写し5部
 - カ 業務実績（様式4）：原本1部、写し5部
 - キ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部
 - ク 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し5部
- (2) 提出先
尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課
- (3) 提出方法
持参又は郵送
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (4) 提出期限
令和3年8月17日（火）午後5時15分まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 企画提案の内容

- (1) 施設の使用に関する業務
 - ア 仮予約受付の体制
 - イ 施設の開錠及び施錠の実施方法
 - ウ 利用者への対応内容
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
清掃業務及び施設巡回の実施内容
- (3) その他特色のある提案
市民サービスの向上等につながる管理運営方法

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を担当課窓口に直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

13 審査方法

(1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。審査方法の詳細は、別添「プロポーザル審査方法」のとおり。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。なお、審査結果に関する参加者からの質問、説明請求及び意見等については受け付けない。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

15 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

(8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所市民生活部暮らし政策課コミュニティ施設係

住 所 〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 0561-76-8155（直通）

電子メール kurashiseisaku@city.owariasahi.lg.jp